

会 議 録

1 会議名

平成27年度第6回八千浦区地域協議会

2 議題

【報告事項】

公の施設使用料の減免制度の見直しについて（公開）

【協議事項】

平成28年度地域活動支援事業について（公開）

【その他】

公民館分館から地区公民館への位置付けの変更について（公開）

3 開催日時

平成28年2月24日（水）午後6時30分から午後7時21分まで

4 開催場所

八千浦交流館はまぐみ 多目的室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員： 仲田紀夫（会長）、白砂啓子（副会長）、可児利道、坂口晃義、
坂詰喜範、佐藤和夫、関川信之、関川幹雄、平野一男、柳澤 篤、
渡邊和子（欠席1名）

・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任

8 発言の内容

【関川センター長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【仲田会長】

- ・挨拶

・会議録の確認：坂口委員、坂詰委員に依頼

議題【報告事項】公の施設使用料の減免制度の見直しについて、事務局へ説明を求める。

【星野主任】

・資料No.1に基づき説明

【仲田会長】

説明に対し、質問、意見等を求める。

【柳澤委員】

例えば、八千浦区の団体がはまぐみを使うのであれば、100%減免になると思う。だが、地縁のある八千浦区の方と他の地域の方が一緒に活動する団体の場合は50%の減免になるのか。

【星野主任】

その団体の活動拠点がどこかによって決まる。複数の区で活動している団体については、活動実態を踏まえ、個々に判断する。そのための登録制である。

【仲田会長】

貸館施設と体育施設に分かれているので、今の質問は貸館施設についてである。

【関川信之委員】

「6 減免制度の改定時期及び定期的な見直し」と書いてあるが、そこに「一定の期間経過後」の『一定期間』とはどれくらいなのか。また、評価を行うというのは、どういう形で評価を行うのか。分かるところまで教えていただきたい。

【星野主任】

『一定期間』というのは、担当課で位置付けており、何年になるかは分からないが、登録証の期限が平成30年3月31日までの2年間であり、その時点で再度見直しを行うということも考えられる。正確な時期ではないので、担当課に確認し、皆さんへお知らせしたい。

【関川信之委員】

平成30年3月31日が期限なら、その前に再度審査するという形で繰り返していくのか。

【関川センター長】

当初なので、少し早めに見直しをするのかもしれない。今申し上げたように登録証の

期限を、一つの期限としてやるかもしれないので、その辺は確認させていただきたい。

【坂詰委員】

減免制度を見直す時に、説明があったと思うが、市の施設使用料を含め、青少年育成事業に関する部分の不透明さが大きかったと思うが、今の説明は、ただ登録制に変わったというだけで、減免対象者に関しては、あまり変わりがないのではないか。

【関川センター長】

地縁団体の方たちは登録をしなくていいとのことである。

【坂詰委員】

減免対象団体が事前予約をして、キャンセルした場合、キャンセル料はどうなるのか。特に野球とか屋外スポーツ団体は、屋内と屋外を両方予約して、天候によって屋外か、屋内のどちらかをキャンセルする。減免対象者だからキャンセル料は発生しない。一般の人は、キャンセル料を取られてしまう。そういう部分が盛り込まれていないが、いかがか。

【星野主任】

今回の説明は、減免制度のみの報告になるので、キャンセル料等の話については、年度内に担当課を交え、話し合いの場を設けさせていただきたい。

【坂詰委員】

今度、登録団体は年間予約ができるということを聞いている。そうすると年間予約された方が使用料を払うのだと思うが、この応益負担の原則というのは、それに見合うお金を払うということだと思う。サービスを受ける人は、それに見合うお金を払う人が優先されるべきだと思う。例えば、青少年育成事業に関することだから年間予約できるということは、この応益性負担に相反しているのではないか。原則は応益負担なのだから、その施設を利用してサービスを受ける対象者が、そのサービスを受けたからお金を払うというのは当たり前のことで、青少年育成事業だから要らない、尚且つ年間登録ができて、施設の予約をキャンセルしても負担がないという、あまり良くないのではないか。せっかく見直ししたにも関わらず、見直されていないという感じがするが、どうか。

【星野主任】

その辺については、担当課に伝え、対応させていただきたい。

【仲田会長】

他に質問等はないか。

(意見なし)

では、私から質問させていただきたい。2ページ目の「4 見直し後の主な減免基準」の『(2) 青少年のクラブ』だが、八千浦区には「八千浦スピリッツ」という野球チームがあるが、例えば、この団体が一般施設を利用する場合、「上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する団体」だと100%減免だが、加盟していないと50%減免である。そうすると、八千浦スピリッツは多分、体育協会の野球連盟には加盟していないし、地域の総合型地域スポーツクラブは合併前上越市である八千浦区にはない。そうすると、今までは減免を受けていたが、今度は減免を受けられないということになるのか。

【星野主任】

加盟していなければそうなる。

【仲田会長】

別の立場で説明会に何回か出ているが、各連盟が加盟したいと言った時に、認めるのか、認めないのかというのは、連盟の判断だという説明があった。そういうところが青少年育成とか地域振興ということ掲げていると、体育協会に加盟しなければ、100%減免にならないというのが、地域振興に反するのではないかと。しかも八千浦スピリッツの場合は地域活動支援事業を受けて、何年か続いて活動しているが、そういう取扱いについてはどうなるのか。その辺を担当課は詰め切っていないと思うので、説明していただきたい。

実は八千浦区には、そういう団体がまだある。バレーボールの八千浦・南川スマイリーズ、好成績を残している。定期的な練習は該当すると思うが、体育協会に加盟しなければ減免の対象にならないというのは、地域振興の観点から見るとおかしいのではないか。この辺は担当課からレクチャーを受けているか。

【星野主任】

それについて、レクチャーはなかった。

【関川信之委員】

おそらく、八千浦スピリッツは幼年野球の連盟に加盟しており、その幼年野球の連盟が上越市体育協会に加盟していると思われる。

【仲田会長】

そこが明確ではない。

【関川信之委員】

例えば、直江津の早朝野球連盟は、上越市体育協会に加盟をしている。

【仲田会長】

新潟県体育協会や幼年野球連盟と繋がっている部分については、そういう関連があるとのこと。

幼年野球というのは地域で終わってしまう。冠大会はたくさんあるが、新潟県幼年野球選手権というのはない。その辺を各連盟で少し整理してもらうか。体育協会に加盟している野球連盟に、例えば幼年野球連盟が加盟していて、その連盟に八千浦スピリッツが加盟していた場合、自動的に体育協会に加盟するというのであれば良いと思う。

【関川信之委員】

早朝野球連盟に加盟している各チームは会費を納めている。

【仲田会長】

連盟によって加盟の仕方が違う。先ほど、坂詰委員からも話があったように、冬期間は、スポーツハウスはまぐみには、区域外からの利用が多い。減免もそうだが、キャンセル料も含めて説明していただきたい。

協会に加盟していて、定期的に活動する場合は登録して年間予約ができる。これは八千浦独特の別問題だが、まだペンディング（保留、先送り）になっている地域の人たちの利用勝手をどうするのかという課題がある。

【坂詰委員】

上越市体育協会や総合型地域スポーツクラブには、何団体くらい加盟されているのか。

【仲田会長】

地域型スポーツクラブも体育協会にスポーツクラブとして加入している。

【坂詰委員】

地域型スポーツクラブは、合併前上越市にあるのか。

【仲田会長】

今あるのは大潟区、中郷区、頸城区、吉川区にあり、合併前上越市には高土区にある。地域型スポーツクラブは県の呼び掛けである。

【坂詰委員】

因みに上越市は、「スポーツ」の名の付く団体は全て体育協会に加盟しているのか。

【仲田会長】

ほぼ加盟している。

【坂詰委員】

加盟団体は、50くらいあるのか。

【仲田会長】

そうである。減免の件で、他に意見等はあるか。

(意見なし)

では、この件については終了とする。

次に**【協議事項】**平成28年度地域活動支援事業について、事務局へ説明を求める。

【星野主任】

本日配布した、平成28年度地域活動支援事業の概要(案)について説明する。

2月19日(金)に市長の記者会見が行われ、平成28年度予算案が公表された。平成28年度の概要(案)は、平成27年度の概要とほぼ同様だが、「4. 提案事業と審査の決定」の『イ. 基本審査・共通審査』内の「共通審査と項目と視点」の中で、④参加性、⑤発展性の文言を一部分かりやすく修正させていただいた。確認いただきたい。

配分額についてだが、560万円の配分額になっており、最終的には3月市議会での議決後に決定となる。

次に資料No.2について説明する。

- ・資料No.2に基づき説明
- ・3月3日(木)開催予定の「八千浦区地域協議会活動報告会」への出席を依頼

【仲田会長】

採択方針については、先回の協議会で決定した内容で特に問題はないと思うが、確定ということによろしいか。

(異議なし)

それでは概要(案)について、質問等はあるか。

(意見なし)

3月3日(木)の活動報告会において、知り合いや町内会等で地域活動支援事業を使いたいという方がいたら、周知いただきたい。

次に**【その他】**公民館分館から地区公民館への位置付けの変更について、事務局へ説明を求める。

【星野主任】

- ・資料No.3に基づき説明

【仲田会長】

説明に対し、質問等はあるか。

(意見なし)

では、以上で予定された案件は終了とする。

次に、次回の協議会について、事務局へ説明をお願いする。

【星野主任】

- ・次回協議会の協議事項を報告
- ・次回協議会日程の事務局案：3月中

【仲田会長】

先ほども言ったが、はまぐみの使用について、社会教育課と意見交換を3月中に開催したいがいかがか。

— 日程調整 —

【星野主任】

3月28日(月)か29日(火)で、会場、担当課等と調整し、後日案内させていただく。(後日、3月29日(火)に開催すると決定した)

【仲田会長】

他に事務局から何かあるか。

【星野主任】

- ・委員改選について説明

【仲田会長】

委員改選について、事務局から説明していただいた。現委員については、十分熟慮していただき、御判断していただいて、応募等にも御協力していただければと思う。また相応しい人がいたら、お声掛けしていただき、是非立候補をしていただきたい、という段取りにも御協力いただきたい。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。